

物品購入等に関する取引停止等の取扱規程

(目的)

第1条 この取扱要領は、公的研究費に基づく物品の購入・発注に関し、取引停止やその他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱について定める。

(取引停止)

第2条 事務長は、次の各号のいずれかに該当する行為があったと認められる場合、新島学園固定資産及び物品管理規程に基づき、取引業者に対して、取引を停止する措置を講ずるものとする。

- (1) 調査にあたり、虚偽の申告をしたとき
- (2) 見積りや納入等に際し、不正の行為があったとき
- (3) 企業の社会的責任(CSR)を果たしていないとき
- (4) その他、本学に不利益を及ぼす行為があったとき

2 事務長は、前項の措置を講じた場合、「取引停止措置報告書」に事実関係の概要、措置の内容、その他必要事項を記載し、学長に報告するものとする。

(取引停止にかかる特例)

第3条 事務長は、取引停止期間中の業者であっても、次の各号いずれかに該当する場合には、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

- (1) 特別な技術を必要とする物品購入等契約で、取引停止期間中の業者以外には取引の相手方がいない場合
- (2) 緊急の物品購入等契約で、取引停止期間中の業者以外では、物品購入等の契約の目的を達成することができない場合
- (3) 取引停止期間中の業者以外の業者と取引することが著しく不利と認められる場合
- (4) 事務長は、取引停止期間中の業者が、当該事案について責任を負わないことが明らかになり、当該業者について取引停止の措置を解除した場合

2 事務長は、前項の措置を講じた場合、「取引停止の特別措置報告書」に必要事項を記載し、学長に報告するものとする。

(取引停止措置等の通知)

第4条 事務長は、第2条第1項の規定による取引停止をしたときは、「取引停止措置通知書」に必要事項を記載し、当該業者に対し遅滞なく通知するとともに、本学ホームページ上で公表するものとする。

(その他)

第5条 この取扱要領に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

(指名等の取消し)

第6条 事務長は、取引停止された業者に対し、現に、競争入札の指名を行い、または見積書の提出を依頼している場合は、当該指名等を取消すものとする。

(取引停止期間中の下請等)

第7条 事務長は、取引停止期間中の業者が本学における契約に係る製造等の全部または一部を下請することを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止期間の開始前に下請している場合はこの限りではない。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、教授会の意見を聞いて、学長が行う。

附 則

この規程は、2016年4月1日をもって施行する。

附 則

この規程は、2021年4月28日から施行する。(第8条関係)